④　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加コンソーシアムの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託することを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、入札参加表明時において協力会社として明記すること。

⑤　入札参加企業又は入札参加コンソーシアムのうちから、事業全体を総括する者（以下「総括技術者」という。）を配置すること。管理技術者又は監理技術者はこれを兼ねることができる。

⑵　入札参加者及び協力会社の参加要件　入札参加者（その構成員を含む）及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

①　国立大学法人東京藝術大学契約規則（以下「契約規則」という。）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。

③　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。

⑥　経営状態が健全であること。

⑦　不正又は不誠実な行為がないこと。

⑶　設計企業は次の要件を満たすこと。

①　文部科学省における平成31・32年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）の参加資格において「建築（設計・施工管理）」の認定を受けていること。

②　設計企業の構成員は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

③　平成20年度以降に完成した、地上５階建て以上かつ延床面積1,000㎡以上の教育文化施設、庁舎又は事務所の用に供する建物の新営設計業務（構造・設備単体のみでの実績は除く）の実績を有すること。

④　次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

・国土交通大臣が一級建築士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。なお、記載した資格を有していることを証する書類を添付すること。

イ　配置予定の管理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑷　施工企業は次の要件を満たすこと。

①　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところで格付けした建築一式工事に係る平成31・32年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の等級）が、Ａ又はＢ等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

②　平成20年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、地上５階建て以上かつ延床面積1,000㎡以上の教育文化施設、庁舎又は事務所の用に供する建物の新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

③　経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

④　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

・国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。なお、記載した資格を有していることを証する書類を添付すること。

イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（業種：建築）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

３　総合評価に関する事項

⑴　優先交渉権者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を優先交渉権者とする。

㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において評価値の最も高い者が２人以上ある場合は、くじを引かせて優先交渉権者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし「加算点」は最高102点とする。

②　「加算点」の算出方法については、下記⑶①の評価項目にて評価を行い、評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

・評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格×１億

⑶　評価項目　評価項目の詳細は別表の評価基準による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒110―8714 東京都台東区上野公園12―８　国立大学法人東京藝術大学施設課施設企画係　電話050―5525―2083　ＦＡＸ03―5685―7762

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和元年９月11日（水）から令和元年12月２日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで（ただし、最終日は正午まで。）。

場所：上記⑴及び東京藝術大学ホームページの入札・契約情報（http://www.geidai.ac.jp/general/procurement/construction）において交付する。

⑶　申請書及び資格確認資料の提出期間、場所及び方法

期間：令和元年９月11日（水）から令和元年10月３日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで（ただし、最終日は正午まで。）。

場所：上記⑴に同じ。

方法：電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること。

⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法

期間：令和元年10月９日（水）から令和元年11月８日（金）12時00分まで（ただし、最終日は正午まで。）。

場所：上記⑴に同じ。

方法：提出場所へ持参又は郵送（書留とすること）により提出するものとし、電子メール及び電送によるものは受け付けない。